

沼田市工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、市が発注する1件の契約金額が130万円以上の請負工事とする。ただし、検査担当課長が特に必要がないと認めた請負工事については、評定の対象としないものとする。

(評定者)

第3条 評定は検査員、総括監督員及び監督員が行う。

(評定の内容)

第4条 評定は、当該工事に係る次に掲げる項目について行う。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

(評定方法等)

第5条 評定は、工事ごとに評定者それぞれが独立して的確かつ公正に行う。

2 評定者は、別表1に定める工事成績採点の考査項目別運用表に基づき工事成績評定書を作成するものとする。

3 工事成績は、評定点の合計に応じ、総合評価を次の区分により判定する。

ランク	評価点の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～80点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
C	70～75点未満	標準的な工事
D	65～70点未満	標準的な工事（評価できる事項が少ない）
E	65点未満	今後改善すべき事項がある工事

4 評定に当たっては、「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

5 請負金額が500万円未満の小規模工事の評定は、別表2の工事成績採点の考査項目別運用表により行う。

(評定の時期)

第6条 検査員は、検査を実施したときに、総括監督員及び監督員は、当該工事の検査実施前にそれぞれ評定を行う。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を完成結果通知書に記載し、遅延なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めた場合は、必要な修正を行うことができる。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の受注者に対して遅延なく通知するものとする。

(評定の公表)

第9条 市長は、工事名、工事場所、受注者及び評定点を閲覧により公表するものとする。

2 前項の閲覧期間は、評定結果の通知を行った日からその翌年度末までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

工事成績採点の考査項目別運用表

土木工事

評定者	考査項目	細別／工種等	考査表	
監督員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者(現場代理人等)	監1-1	
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	監1-2(1)	
		III 安全対策 IV 対外関係	監1-2(2)	
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質	監1-3 監1-3(2)・・・機械設備工 監1-3(3)・・・電気設備工	
5 創意工夫	I 創意工夫	監1-4		
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理 III 安全管理	総1-1	
	4 工事特性	I 施工条件等への対応	総1-2	
	6 社会性等		総1-3	
	7 法令遵守等		総1-4	
検査員	2 施工状況	I 施工管理	検1-1 検1-1(2)・・・機械設備工 検1-1(3)・・・電気設備工	
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ	道路改良工事	検1-2
			コンクリート構造物	検1-3
			コンクリート二次製品	検1-4
			下水道工事	検1-5
			舗装工事	検1-6
			水道工事	検1-7
			土木維持修繕工事	検1-8
			植栽工事	検1-9
			防護柵工事	検1-10
			標識設置工事	検1-11
			区画線工事	検1-12
			塗装工事	検1-13
			コンクリート橋工事	検1-14
			鋼橋工事	検1-15
			法面工事	検1-16
			ほ場整備工事	検1-17
			暗渠排水工事	検1-18
			用排水路工事	検1-19
			オーバーレイ工事	検1-20
			管路補修工事	検1-21
			機械設備工事	検1-22
			電気設備工事	検1-23
			解体工事	検1-24
			合併工事	検1-25

建築・電気・設備工事

評定者	考査項目	細別／工種等		考査表
監 督 員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者(現場代理人等)		監2-1
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理		監2-2(1)
		III 安全対策 IV 対外関係		監2-2(2)
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		監2-3
		II 品質	建築工事(新築・改築)	監2-3(新築・改築)
設備工事			監2-3(設備)	
5 創意工夫	I 創意工夫		監2-4	
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理 III 安全管理		総2-1
	4 工事特性	I 施工条件等への対応		総2-2
	6 社会性等			総2-3
	7 法令遵守等			総2-4
検 査 員	2 施工状況	I 施工管理 I 出来形	建築工事(新築・改築)	検2-1(新築・改築)
	3 出来形及び出来ばえ		設備工事	検2-1(設備)
			解体工事	検2-1(解体)
		II 品質 III 出来ばえ	建築工事(新築・改築)	検2-2(新築・改築)
	設備工事		検2-2(設備)	
	解体工事		検2-2(解体)	

工事成績採点の考査項目別運用表

小規模工事

評定者	考査項目	細別／工種等		考査表
監 督 員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者(現場代理人等)		監3-1
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理		監3-2(1)
		III 安全対策 IV 対外関係		監3-2(2)
	3 出来形及び出来栄え	I 出来形 II 品質		監3-3
5 創意工夫	I 創意工夫		監3-4	
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理 III 安全管理		総3-1
	4 工事特性	I 施工条件等への対応		総3-2
	6 社会性等			総3-3
	7 法令遵守等			総3-4
検 査 員	2 施工状況	I 施工管理		検3-1
	3 出来形及び出来栄え	I 出来形		
		II 品質 III 出来栄え	小規模工事	検3-2